

落札者決定基準 (糖尿病性腎症重症化予防業務)

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する糖尿病性腎症重症化予防業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

(1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

(2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{総合評価点} \\ (100 \text{点満点}) \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{価格評価点} \\ (50 \text{点満点}) \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{技術評価点} \\ (50 \text{点満点}) \end{array}}$$

(4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

- ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合
技術評価点が高い者を落札者とする。
- イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合
技術評価点のうち、評価項目「①業務の実施方法」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。
- ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合
入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 50 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

(1) 評価点

ア. 技術提案書等の記載内容により、④医療保険の保険者における契約実績について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
同業務の実績が 5 件以上、うち市町村国民健康保険の実績が 1 件以上	5
同業務の実績が 3 件以上 5 件未満、うち市町村国民健康保険の実績が 1 件以上	4
同業務の実績が 5 件以上で市町村国民健康保険の実績がない	3
同業務の実績が 3 件以上 5 件未満で市町村国民健康保険の実績がない	2
同業務の実績が 1 件以上 3 件未満	1
記述がない（評価できない）	0

イ. 技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

(2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

(3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

(4) 技術評価点における基準点

(3)の技術評価点が 20 点未満である場合は失格とする。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記 3 (4)における基準点を満たさない場合

別記 評価表

評価項目	評価事項	配点	評価点 5・4・3・ 2・1・0	ウェイト	項目評価点
①業務の実施方法	受診勧奨及び保健指導参加勧奨対象者のデータ抽出及びデータの精査について、具体的かつ適切な処理スケジュールを定めており、その定めた処理期限内に正確かつ迅速に行うための体制が構築されているか。	5点		×1	／5点
	保健指導について、対象者の保健指導への参加意欲を高め、また、対象者が保健指導を中断せず、指導終了後も引き続き健康を意識できるような方法及び内容になっているか。保健指導後の検査数値の改善を期待できるような保健指導となっているか。なお、提案された保健指導の内容が、医行為（医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は及ぼす虞のある行為）に該当する場合は、提案自体を審査対象外とする。	10点		×2	／10点
	対象者A、Cに対する受診勧奨や保健指導勧奨等のための勧奨方法及び勧奨実施体制（休日対応、時間外対応など）について、対象者へのアプローチが的確で、受診や参加に結びつくような方法や内容となっているか。	15点		×3	／15点
②業務実施に係るセキュリティ体制、人員体制	業務実施に係るセキュリティ体制、保健指導の業務従事者に対する研修体制（社内教育や外部研修等）が充実しているか。また、保健指導において、食事・運動・服薬・健康状態の管理をはじめとした生活習慣全般における指導を行うための人員体制が整備・構築されているか。	5点		×1	／5点

③目標の設定	業務の実施方法、人員体制、他自治体等での実績に照らした成果目標の設定（受診勧奨による受診率〇%、対象者 A のうち保健指導参加者〇%、検査結果改善率〇%など）やその根拠が明確かつ説得力があり、当該目標を達成するための手法や考え方が具体的かつ達成が期待できるか。	5 点	×1	／5 点
④医療保険の保険者における契約実績	医療保険の保険者における保健指導に関する豊富な実績があり、本業務の適切な履行が見込まれるか。	<p>5 点. 同業務の実績が 5 件以上、うち市町村国民健康保険の実績が 1 件以上</p> <p>4 点. 同業務の実績が 3 件以上 5 件未満、うち市町村国民健康保険の実績が 1 件以上</p> <p>3 点. 同業務の実績が 5 件以上で市町村国民健康保険の実績がない</p> <p>2 点. 同業務の実績が 3 件以上 5 件未満で市町村国民健康保険の実績がない</p> <p>1 点. 同業務の実績が 1 件以上 3 件未満</p> <p>0 点. 記述がない（評価できない）</p>	×2	／10 点
		50 点（満点）		／50 点